

令和7年5月8日

保護者様

大阪市立董中学校 校長 松田 正也
大阪市立董中学校 PTA 会長 中野 慎

令和7年度 学校徴収金等の納入について(保存版)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動の推進にご支援とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の学校徴収金(生徒費・積立金)及びPTA会費の納入額が決定いたしましたのでお知らせいたします。年間の振替日及び振替金額を記載していますので、ご確認の上、納入していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、学年ごとの納入額の詳細については、各会計予算書と生徒費「収入及び支出の明細」をご覧ください。

記

1. 金融機関

永和信用金庫 城東支店

2. 振替日と振替金額

令和7年度 学校徴収金・PTA 会費の月別振替額

2年生は繰越金額が3,299円、3年生は繰越金額が1,581円の場合です。

(単位:円)

振替日	1 年			2 年			3 年	
	生徒費	積立金	PTA 会費	生徒費	積立金	PTA 会費	生徒費	PTA 会費
5月26日	5,200		1,200×口数	5,401		1,200×口数	4,419	1,200×口数
6月26日	10,000			4,000	6,000		10,000	
7月28日		10,000			10,000		4,000	
8月26日		10,000			10,000			
9月26日		5,000			5,000			
合 計	15,200	25,000	1,200×口数	9,401	31,000	1,200×口数	18,419	1,200×口数

※ 口座振替について、毎月10円の振替手数料がかかりますので、上記の金額に加算してご入金ください。

※ 2年・3年生で繰越金額が異なる方は、5月16日までに別途文書でご連絡いたします。

※ 生活保護世帯を除く就学援助「早期1」申請認定者の方については、生徒費の徴収はありません。

※ 昨年度就学援助認定者の方は繰越金に相当する額を大阪市へ戻入しています。そのため今年度申請・認定されない方につきましては、2年生は10月に、3年生は9月に繰越金相当額を徴収させていただきます。今年度認定された方は、繰越金相当額を含む生徒費が支給対象となりますので、保護者の方からの徴収はありません。

※ PTA 会費は、年間分を全学年5月に徴収代行します(5口申込の場合は6,000円)。

※ このお知らせは紙での再配付はできませんので、大切に保管しておいてください。なお、本校のホームページにも掲載していますので、そちらもご利用ください。

※ 預金残高不足等で振替できなかった場合、事務室より「納付のお知らせ」をお渡しますので、現金にて納入ください。

なお、事務室にてお釣りの準備はできませんので、お釣りの要らないようにご協力をお願いいたします。